

議案第 60 号
議決第 号

始良市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（令和元年）9月3日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

始良市印鑑登録及び証明に関する条例（平成22年始良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第2項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第1項第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に改め、「通称）」の前に「当該」を加え、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（個人番号カードによる印鑑登録証）

第7条の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条の規定により、既に登録証の交付を受けている者が個人番号カードの交付を受けたときは、当該個人番号カードを登録証とみなして、この条例の規定を適用するものとする。

第13条第1項第5号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第16条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第16条の2 前条の規定にかかわらず、第7条の2の規定により登録証とみなされる個人番号カードの交付を受けている者は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間業者が設置する端末機で、当該個人番号カードを使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第17条中「前条」を「第16条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第7条の次に1条を加える改正規定、第16条の次に1条を加える改正規定及び第17条の改正規定は、令和2年1月15日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の始良市印鑑登録及び証明に関する条例に規定する印鑑登録及び証明に係る事務の実施に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。